

# 〔追 補〕

## 平成16年版 交通小六法

### —— 改正速報 ——

「道路交通法施行令の一部を改正する政令」（平成16年政令第257号）、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成16年内閣府令第74号）等の公布に伴い、改正された道路交通法施行令（改正に係る部分）、道路交通法施行規則（改正に係る部分）等を登載しました。

**大成出版社**



# ○道路交通法

(昭和三十五年六月二十五日)  
法律第百五十五号

改正 平成一六年 六月一八日法律第一二二号  
平成一六年 六月一八日法律第一二二号

注 道路交通法は、平成一六年法律第一二二号・  
平成一六年法律第一二二号により改正、平成一  
六年九月一七日から施行。(改正に係る部分を  
収録)

## 目次

第一章 第六章の四 略

第七章 雑則 (第八八条の三十三―第一百十四条の七)

第八章 第九章 略

附則

## 第七章 雑則

(自衛隊の防衛出動時における交通の規制等)

第一百十四条の五 公安委員会は、自衛隊法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられた場合において、自衛隊又は武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律 (平成十六年法律第一百十三号) 第二条第四号に規定する合衆国軍隊 (以下「自衛隊等」という。) による我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するための行動が的確かつ円滑に実施されるようにするため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成十六年法律第一百十二号) 第一百五十五条第一項の規定の例により、自衛隊等の使用する車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 災害対策基本法 (昭和三十六年法律第一百二十三号) 第七十六条第二項、第七十六条の二、第七十六条の三 (第四項を除く)、第七十六条の四及び第八十二条第一項の規定は、前項の規定による通行の禁止又は制限について準用する。この場合において、同法第七十六条の二第一項及び第二項並びに第七十六条の三第一項中「緊急通行車両」とあるのは「自衛隊等の使用する車両」と、同法第七十六条の二第五項中「前条第一項」とあり、及び同法第七十六条の三第五項中「第七十六条第一項」とあるのは「道路交通法第一百十四条の五第一項」と、同条第一項及び同法第七十六条の四中「災害応急対策」とあるのは「我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するための行動」と、同法第七十六条の三第三項前段及び第六項中「災害派遣を命ぜられた部隊等」とあるのは「自衛隊法第七十六条第一項の規定により防衛出動を命ぜられた自衛隊」と、同条第三項後段中「第一項」とあるのは「道路交通法第一百十四条の五第二項において読み替えて準用する第一項」と、

「緊急通行車両」とあるのは「自衛隊等の使用する車両」と、「自衛隊用緊急通行車両 (自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。)」とあり、及び「自衛隊用緊急通行車両」とあるのは「自衛隊の使用する車両」と、同条第六項中「直ち」とあるのは「遅滞なく」と読み替えるものとする。

(罰則) 第一項については第一百八条の二 (三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金)

(経過措置)

第一百十四条の六 この法律の規定に基づき政令、内閣府令、国家公安委員会規則又は都道府県公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令、内閣府令、国家公安委員会規則又は都道府県公安

委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) を定めることができる。

(内閣府への委任)

第一百十四条の七 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

## 第八章 罰則

第一百八条の二 第一百十四条の五 (自衛隊の防衛出動時における交通の規制等) 第一項の規定による公安委員会の禁止又は制限に従わなかった車両の運転者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

附則 (平成一六年六月一八日法律第一二二号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日 (平一六政二七四) により、平一六・九・一七) から施行する。

附則 (平成一六年六月一八日法律第一二二号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の効力発生の日から施行する。ただし、第十三条、第十四条第一項第二号、第十五条、第十七条及び附則第四条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日 (平一六政二七七) により、平一六・九・一七) から施行する。

# ○道路交通法施行令

(昭和三十五年十月十一日)  
政令第二百七十号

改正 平成一六年 八月二七日政令第二五七号

注 道路交通法施行令は、平成一六年政令第二五七号により改正、平成一六年一月一日から施行。(改正に係る部分を収録)

## 第三章 車両及び路面電車の方法

### 第十四条の七 警察署長は、法第五十一条第九項の規定

により保管した車両を当該車両の使用人又は所有者に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該車両の返還を受けるべき使用者又は所有者であることを証明させ、かつ、内閣府令で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

### (車両を保管した場合の公示事項)

### 第十五条 法第五十一条第十二項の政令で定める事項

は、次に掲げるのとおりとする。

一 保管した車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号

二 保管した車両が駐車していた場所及びその車両を移動した日時

三 その車両の保管を始めた日時及び保管の場所

四 前各号に掲げるもののほか、保管した車両を返還するため必要と認められる事項

### (車両を保管した場合の公示の方法)

第十六条 法第五十一条第十二項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して五日を経過した日から十四日間、当該警察署の掲示板に掲示すること。

二 前号の公示の期間が満了しても、なおその車両の所有者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を官報に掲載すること。

三 内閣府令で定める様式による保管車両一覽簿を当該警察署に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。

### (車両の価額の評価の方法)

第十六条の二 法第五十一条第十四項の規定による車両の価額の評価は、取引の実例価格、当該車両の使用年数、損耗の程度その他当該車両の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、警察署長は、必要があると認めるときは、車両の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

### (保管した車両を売却する場合の手續)

第十六条の三 法第五十一条第十四項の規定による車両の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない車両については、随意契約により売却することができる。

### 第十六条の四 略

### (登録の嘱託)

第十六条の五 法第五十一条第二十三項の規定による登録の嘱託は、嘱託書に登録の原因を証する書面を添付してするものとする。

(保管した車両に関する規定の準用)

第十七条 第十四条の七から第十六条の四までの規定は、法第五十一条第十四項において準用する同条第九項の規定により保管した積載物について準用する。この場合において、第十四条の七中「使用者又は所有者」とあるのは「所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者」と、第十五条第一号中「車両」とあるのは「積載物の名称又は種類、形状及び数量並びにその積載物が積載されていた車両」と、同条第二号中「車両」とあるのは「積載物が積載されていた車両」と、第十六条第一号中「前号」とあるのは「前号」と、同条第三号中「保管車両一覽簿」とあるのは「保管積載物一覽簿」と、第十六条の三中「入札者がない車両」とあるのは「入札者がない積載物、速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある積載物その他競争入札に付することが適当でない」と認められる積載物」と、第十六条の四第一項、第二項及び第四項中「車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号」とあるのは「積載物の名称又は種類、形状及び数量」と、同項中「抵当権」とあるのは「質権、抵当権、先取特権、留置権その他の権利」と読み替えるものとする。

### 第十七条の二 第十四条の七から前条までの規定は、指定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務に係る手續

第十七条の二 第十四条の七から前条までの規定は、指定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務について準用する。この場合において、法第五十一条の三第一項と、内閣府令とあるのは「国家公安委員会規則」と、第十五条及び第十六条中「法第五十一条第二項」とあるのは「法第五十一条の三第十項において準用する法第五十一条第十二項」と、同条第一号及び第三号中「当該警察署」とあるのは「当該指定車両移動保管機関の事務所及び当該車両が駐車していた場所を管轄する警察署」と、同号中「内閣府令」とあるのは「国家公安委員会規則」と、第十六条の二及び第十

六条の三中「法第五十一条第十四項」とあるのは「法第五十一条の第三十項において準用する法第五十一条第十四項」と、第十六条の四第一項中「内閣府令」とあるのは「国家公安委員会規則」と、「当該警察署」とあるのは「当該指定車両移動保管機関の事務所」と、同条第二項及び第四項中「内閣府令」とあるのは「国家公安委員会規則」と、第十六条の五中「法第五十一条第二十三項」とあるのは「法第五十一条の第三十項において読み替えて準用する法第五十一条の第三十項後段」と、「登録の原因を証する書面」とあるのは「登録の嘱託を申請する旨を記載した書面及び登録の原因を証する書面」と、前条中「法第五十一条第二十四項において準用する同条第九項」とあるのは「法第五十一条の第三十一項」と読み替えるものとする。  
(指定車両移動保管機関が行う車両の売却等についての承認)

第十七条の三 指定車両移動保管機関は、法第五十一条の第三十一項の規定による警察署長の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該警察署長に提出しなければならない。  
一 当該車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号(積載物にあつては、当該積載物の名称又は種類、形状及び数量)  
二 当該車両の保管を始めた日時  
三 当該車両に係る公示をした日  
四 当該車両の保管に要した費用  
五 当該車両の価額及び当該価額の評価の方法  
六 当該車両の使用者又は所有者(積載物にあつては、当該積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者。以下この号及び次項において「使用者等」という。)の氏名及び住所の調査その他当該車両を使用者等に返還するため講じた措置の

状況

七 その他参考となる事項  
2 警察署長は、前項の申請があつた場合において、当該車両の売却又は廃棄の処分がその要件及び手續に関する法及び法に基く命令の規定に適合及び手續に関し、かつ、当該指定車両移動保管機関が当該車両の使用等者の氏名及び住所の調査その他当該車両を使用者等に返還するための措置を十分に行つてゐると認めるときは、承認をするものとする。

第四章 運転者及び使用者の義務  
(損壊物等の保管の手續等)

第二十六条の四の二 第十四条の七から第十六条の五までの規定は、法第七十一条の第二項後段の規定において、保管した損壊物等について準用する。この場合において、第十四条の七中「使用者又は所有者」とあるのは「所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者」と、第十五条中「法第五十一条第十二項」とあるのは「法第七十一条の第三項において読み替えて準用する法第五十一条第十二項」と、同条第一号中「車両」とあるのは「損壊物等が、車両である場合にあつてはその車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号、車両の積載物である場合にあつてはその積載物の名称又は種類、形状及び数量並びにその積載物が積載されている車両」と、「表示されている番号」とあるのは「表示されている番号、その他の損壊物等である場合にあつてはその損壊物等の名称又は種類、形状及び数量」と、同条第二号中「車両が駐車していた場所及びその車両を移動した日時」とあるのは「損壊物等に係る交通事故が発生したと認められる場所及び日時、その日時が明らかでないときは、その損壊物等を移動した日時」と、第十六条中「法第五十一条第十二項」とあるのは「法第七十二条の二

第三項において読み替えて準用する法第五十一条第十二項」と、同条第二号中「前号」とあるのは「前号の公示に係る損壊物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号」と、同条第三号中「保管車両一覽簿」とあるのは「保管損壊物等一覽簿」と、第十六条の二及び第十六条の三中「法第五十一条第十四項」とあるのは「法第七十二条の第三項において読み替えて準用する法第五十一条第十四項」と、同条中「入札者がない車両」とあるのは「入札者がなく損壊物等、速やかに売却しなければ価値が著しく減少することが適当でない」と認められる損壊物等」と、第十六条の四第一項、第二項及び第四項中「車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号」とあるのは「損壊物等の名称又は種類、形状及び数量(損壊物等が車両である場合にあつては、その車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号)並びに損壊の程度」と、同項中「抵当権」とあるのは「質権、抵当権、先取特権、留置権その他の権利」と、第十六条の五中「法第五十一条第二十三項」とあるのは「法第七十二条の第二第三項において準用する法第五十一条第二十三項」と読み替えるものとする。

第二十六条の五 略  
(自動車の使用の制限の基準)

第二十六条の六 法第七十五条第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。  
一 自動車(法第七十五条第一項に規定する重被牽引車(以下「重被牽引車」という。))を含む。以下この条及び次条において同じ。の使用者(安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。以下この条において「使用者等」という。)が次の表の上欄に掲げ

る違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の下欄に掲げる違反行為をしたときは、六月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずるものとする。

自動車の使用者等の違反行為	自動車の運転者の違反行為
法第百十七條の二第一号の違反行為	法第百十七條の二第一号の違反行為
法第百十七條の二第二号の違反行為	法第百十七條の二第二号の違反行為
法第百十七條の二第三号の違反行為	法第百十七條の二第一号の二の違反行為
法第百十七條の二第四号の違反行為	法第百十七條の二第一号の二の違反行為
法第百十七條の二第五号の違反行為	法第百十七條の二第一号又は法第百十七條の二第四号の二の違反行為
法第百十七條の二第六号の違反行為	法第百十七條の二第四号の二の違反行為
法第百十八條第一項第四号(法第七十五條第一項第五号に係る部分に限る。)の違反行為	法第百十八條第一項第五号の違反行為

二 自動車の使用者等が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の中欄に掲げる違反行為をした場合において、同表の下欄に掲げるいずれかの事情があるときは、三月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

自動車の使用者等の違反行為	自動車の運転者の違反行為	事	情
---------------	--------------	---	---

法第百十八條第一項第四号(法第七十五條第一項第二号に係る部分に限る。)の違反行為	法第百十八條第一項第一号の違反行為	法第百十八條第一項第五号の違反行為	法第百十八條第一項第二号の違反行為
法第百十九條第一項第一号の違反行為	法第百十九條第一項第二号の違反行為	法第百十九條第一項第三号の違反行為	法第百十九條第一項第一号又は第二号の違反行為

一 自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について、過去一年以内に、法第七十五條第二項又は法第七十五條の二第一項の規定による公安委員会の命令を受けた者であること。

二 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去一年以内に、法第七十五條の二第二号若しくは第三号、法第百十七條の四第四号から第六号まで若しくは法第百十八條第一項第四号(法第七十五條第一項第五号に係る部分に限る。)の違反行

第二十六條の七 法第七十五條の二第一項の政令で定める基準は、次の表一の上欄に掲げる違反行為が行われた場合において、自動車の使用者がその違反行為の区分ごとに同表の中欄に掲げる指示を受けた後一年以内における当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違反行為関係累計点数(当該違反行為及び当該指示を受けた時から当該違反行為が行われた時までの間における当該自動車についての当該違反行為と同一

為をし、又は過去一年以内に二回以上、法第百十八條第一項第四号(法第七十五條第一項第二号に係る部分に限る。)若しくは第五号、法第百十九條第一項第十一号若しくは法第百十九條の三第一項第三号の違反行為をした者であること。

三 自動車の運転者が当該違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死傷させ、又は傷つけたこと。

の区分その他の違反行為（その行為の都度、同表の下欄に掲げる罪に当たる行為として認定されたものに限り）のそれぞれについて別表第一の定めるところにより付した基礎点数の合計をいう。以下この条において同じ。）が、当該自動車の使用者の次の表二の上欄に掲げる前歴の回数（区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める点数以上の点数に該当することとなつたときは、当該自動車の次の表三の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間を超えない範囲内の期間、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができるとする。

表一

違反行為	自動車の使用者に対する指示	罪
法第二十二條の二第一項に規定する最高速度違反行為	法第二十二條の二第一項の規定による指示	法第一百八十八條第一號又は第二項の罪
法第七十五條第一項第七號に規定する放置行為	法第五十一條の四（法第七十五條の八第三項において一號若しくは準用する場合を含む。）の規定による二項の罪の指示	法第一百十九條第三項第一號の罪
法第五十八條の三第一項に規定する過積載をして自動車を運転する行為	法第五十八條の四第一項第二號の罪の指示	法第一百八十八條第一號第二號の罪
法第六十六條の二第一項に規定する過労運転	法第六十六條の二第一項の規定による指示	法第一百十七條第四第三號の罪

表一

前歴の回数	点	数
なし		六点
一回		四点
二回以上		二点

備考 この表において「前歴の回数」とは、違反行為が関係累計点数に係る当該違反行為が行われた日を起算日とする過去一年以内に当該違反行為に係る自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について、法第七十五條第二項又は法第七十五條の二第一項の規定による公安委員会の命令（当該違反行為と同一の区分の違反行為に係るものに限る。次項において「使用制限命令」と総称する。）を受けた回数をいう。

表二

自動車の種類	期間
大型自動車、大型特殊自動車又は重機牽引車	三月
普通自動車	二月
大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車	一月

2 前項に規定するその他の違反行為には、違反行為が関係累計点数に係る当該違反行為が行われた時において、当該違反行為に係る当該自動車につき使用制限命令を受け、かつ、当該使用制限命令に従つて当該使用制限命令に係る運転の禁止期間を経過した者に係る当該使用制限命令を受ける前の違反行為を含まないものとする。

第四章の二

高速自動車国道等における自動車の交通方法等の特例

（高速自動車国道等に係る車両の保管の手續等）

第二十七條の五 第十四條の七から第十七條までの規定は、法第七十五條の八第二項において準用する法第五十一條第九項（同條第二十四項において準用する場合を含む。）の規定により保管した車両（積載物を含む。）について準用する。

第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許

（指定自動車教習所の基準）

第三十五條 法第九十九條第一項第一號の政令で定める要件は、次に掲げることとする。

一 二十五歳以上の者であること。

二 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ 法第九十九條の二第四項第二號ロに該当する者

ロ 法第九十九條の二第二號若しくは第三號の罪、法第一百十七條の二第二號若しくは第三號の罪、法第一百十八條第一項第四號若しくは第五號の罪、法第一百十九條第一項第十一號の罪又は法第一百十九條の三第一項第三號の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ハ 自動車等の運転に関し刑法（明治四十年法律第四十五號）第二百八條の二の罪、同法第二百一十一條第一項の罪又は法に規定する罪（ロに掲げる罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ニ 法第九十九條第一項第四號の政令で定める基準は、

2 法第九十九條第一項第四號の政令で定める基準は、

- 次に掲げるとおりとする。
- 一 次に掲げる要件を備えた技能教習及び技能検定のための設備を有すること。
- イ コース敷地の面積が八千平方メートル（専ら大型自動車免許又は普通自動車二輪車免許に係る技能教習及び技能検定を行う自動車教習所にあつては、三千五百平方メートル）以上であること。
- ロ コースの種類、形状及び構造が内閣府令で定める基準に適合していること。
- 二 技能教習及び技能検定を行うために必要な種類の自動車を備えていること。
- 三 前号に掲げる自動車（大型自動車二輪車、普通自動車二輪車及び専ら無線指導装置による教習を行う場合に使用される自動車を除く。）は、教習指導員又は技能検定員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものであること。
- 四 技能教習、学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。第四十三条第三項において同じ。）及び技能検定を行うために必要な建物その他の設備を備えていること。
- 3 法第九十九条第一項第五号の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 法第九十九条第一項の申請に係る免許に係る教習の科目並びに教習の科目ごとの教習時間及び教習方法が内閣府令で定める基準に適合していること。
- 二 法第九十九条第一項の申請に係る免許に係る教習が、内閣府令で定める基準に適合しており、かつ、同項の申請の日前六月の間引き続き行われていること。
- 三 法第九十九条第一項の申請の日前六月の間に同項の申請に係る免許に係る教習を終了し、かつ、当該免許につき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項

について行う試験を受けた者のうちに内閣府令で定める基準に達する成績を得た者の占める割合が、九十五パーセント以上であること。

附則（平成十六年八月二七日政令第二五七号）

（施行期日）

第一条 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十六年十一月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

第三条 この政令の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第四条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表第一（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係）

一 違反行為に付する基礎点数

違反行為の種類	点数
酒酔い運転、麻薬等運転又は共同危険行為等禁止違反	二十五点
酒気帯び（〇・二五以上）無免許運転	二十三点
酒気帯び（〇・二五未満）無免許運転	二十点
無免許運転又は酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（五十以上）等	十九点
酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等	十六点
酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（二十（高速四十）以上三十（高速四十）未満）等	十五点
酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（二十（高速四十）以上三十（高速四十）未満）等	十四点
酒気帯び運転（〇・二五以上）、過労運転等又は酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（五十以上）等	十三点
大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又は速度超過（五十以上）	十二点
酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等	九点
酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十（高速四十）以上三十（高速四十）未満）等	八点
酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（十五未満）等	七点
速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）、積載物重量制限超過（大型等十割以上）、酒気帯び運転（〇・二五未満、無	六点



<p>車輪運行又は無保険運行 速度超過(二十五以上三十(高速四十) 未滿)、放置駐車違反(駐停車禁止場所等)、 積載物重量制限超過(大型等五割以上十 割未滿)、積載物重量制限超過(普通等十 割以上)、又は保管場所法違反(道路使用) 警察官現場指示違反、警察官通行禁止制 限違反、信号無視、通行禁止違反、歩行 者用道路徐行違反、通行区分違反、歩行 者側方安全間隔不保持等、速度超過(二 十以上二十五未滿、急ブレーキ禁止違反、 法定横断等禁止違反、追越し違反、路面 電車後方不停止、踏切不停止等、しや断 踏切立入り、優先道路通行車妨害等、交 差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨 害等、徐行場所違反、指定場所一時不停 止等、駐停車違反(駐停車禁止場所等)、 放置駐車違反(駐車禁止場所等)、積載物 重量制限超過(大型等五割未滿、積載物 重量制限超過(普通等五割以上十割未滿)、 整備不良(制動装置等)、安全運転義務違 反、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反、 騒音運転等、携帯電話使用等(交通の危 険)、消音器不備、高速自動車国道等措置 命令違反、本線車道横断等禁止違反、高 速自動車国道等運転者遵守事項違反、免 許条件違反、番号標表示義務違反又は保 管場所法違反(長時間駐車)</p>	<p>二点</p>
--	-----------

<p>満、道路外出入右左折方法違反、道路外出 右左折合図車妨害、指定横断等禁止違反、 車間距離不保持、進路変更禁止違反、追 いつかれた車両の義務違反、乗合自動車 発進妨害、割込み等、交差点右左折方法 違反、交差点右左折等合図車妨害、指定 通行区分違反、交差点優先車妨害、緊急 車妨害等、駐停車違反、駐車禁止場所等、 交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等 義務違反、合図不履行、合図制限違反、 警告器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、 定員外乗車、積載物重量制限超過(普通 等五割未滿、積載物大きき制限超過、積 載方法制限超過、制限外許可条件違反、 牽引違反、原付牽引違反、整備不良(尾 灯等)、転落等防止措置義務違反、転落積 載物等危険防止措置義務違反、安全不確 認ドア開放等、停止措置義務違反、初心 運転者等保護義務違反、携帯電話使用等 (保持、座席ベルト装着義務違反、幼児 用補助装置使用義務違反、乗車用ヘルメ ット着用義務違反、大型自動二輪車等乗 車方法違反、初心運転者標識表示義務違 反、最低速度違反、本線車道通行車妨害 違反、本線車道緊急車妨害、本線車道出入方法 違反、牽引自動車本線車道通行帯違反、 故障車両表示義務違反又は仮免許練習標 識表示義務違反</p>	<p>一点</p>
---	-----------

<p>二 違反行為に付する付加点数(交通事故の場合) 略 三 違反行為に付する付加点数(交通事故の場合)の措置 義務違反をした場合) 略</p>	<p>備考 一 違反行為に付する点数は、次に定めるところに よる。 1 一の表の上欄に掲げる違反行為の種別に応 じ、同表の下欄に掲げる点数とする。この場合 において、同時に二以上の種別の違反行為に当 たるときは、これらの違反行為の点数のうち最 も高い点数(同じ点数のときは、その点数に よるものとする)によるものとする。 2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こし た場合には、次に定めるところによる。 (イ) 一による点数に、二の表の区分に応じ同表 の中欄又は下欄に掲げる点数を加えた点数と する。ただし、当該交通事故が建造物以外の 物の損壊のみに係るものであるときは、一に よる点数とする。 (ロ) 法第七十二条第一項前段の規定に違反した ときは、(イ)による点数に、三の表の上欄に掲 げる措置義務違反の種別に応じ同表の下欄に 掲げる点数を加えた点数とする。 3 故意による人の死傷若しくは建造物の損壊に 係る違反行為をし、よつて交通事故を起こした 場合又は刑法第二百八条の二の罪に当たった行 為(違反行為に該当するものに限る)をした場 合には、1及び2の規定にかかわらず、四十五 点とする。 二 一の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ 次に定めるところによる。 1 「酒酔い運転」とは、法第六十五条第一項の 規定に違反する行為のうち酒に酔つた状態(ア ルコールの影響により正常な運転ができないお それがある状態をいう。)で運転する行為をい</p>
--	---

- う。
- 1の2 「麻薬等運転」とは、法第六十六条の規定に違反して麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第百六十一号）第三十二条の二に規定する物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為をいう。
- 1の3 「共同危険行為等禁止違反」とは、法第六十八条の規定に違反する行為をいう。
- 2 「酒気帯び（〇・二五以上）無免許運転」とは、身体に血液一ミリリットルにつき〇・五ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・二五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態で運転している場合における3に規定する行為をいう。
- 2の2 「酒気帯び（〇・二五未満）無免許運転」とは、身体に第四十四条の三に定める程度以上のアルコールを保有する状態（2に規定する状態を除く。）で運転している場合における3に規定する行為をいう。
- 3 「無免許運転」とは、法第六十四条の規定に違反する行為をいう。
- 3の2 「酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（五十以上）等」とは、2に規定する状態で運転している場合における4から4の3までに規定する行為をいう。
- 3の3 「酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等」とは、2に規定する状態で運転している場合における5の2、6、7の2又は7の3に規定する行為をいう。
- 3の4 「酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（二

- 十五以上三十（高速四十）未満）等」とは、2に規定する状態で運転している場合における7の4、7の6又は7の7に規定する行為をいう。
- 3の5 「酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（二十五未満）等」とは、2に規定する状態で運転している場合における8から20の2まで、21から29の2まで又は30から72までに規定する行為をいう。
- 3の6 「酒気帯び運転（〇・二五以上）」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち2に規定する状態で運転する行為（1、2及び3の2から3の5までに規定する行為を除く。）をいう。
- 3の7 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為（1の2に規定する行為を除く。）をいう。
- 3の8 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（五十以上）等」とは、2の2に規定する状態で運転している場合における4から4の3までに規定する行為をいう。
- 4 「大型自動車等無資格運転」とは、法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。
- 4の2 「仮免許許運転違反」とは、法第八十七条第二項後段の規定に違反する行為をいう。
- 4の3 「速度超過（五十以上）」とは、法第十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を超える速度で運転する行為（以下「速度超過」という。）のうち、その超える速度が五十キロメートル毎時以上のものをいう。
- 4の4 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（三

- 十（高速四十）以上五十未満）等」とは、2の2に規定する状態で運転している場合における5の2、6、7の2又は7の3に規定する行為をいう。
- 4の5 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）等」とは、2の2に規定する状態で運転している場合における7の4、7の6又は7の7に規定する行為をいう。
- 5 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五未満）等」とは、2の2に規定する状態で運転している場合における8から20の2まで、21から29の2まで又は30から72までに規定する行為をいう。
- 5の2 「速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）」とは、速度超過のうち、その超える速度が三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上五十キロメートル毎時未満のものをいう。
- 6 「積載物重量制限超過（大型等十割以上）」とは、法第五十七条第一項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして運転する行為（以下「積載物重量制限超過」という。）のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上のもの（大型自動車等（法別表に規定する大型自動車等）をいう。以下同じ。）を運転する場合におけるものに限る。をいう。
- 7 「酒気帯び運転（〇・二五未満）」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち2の2に規定する状態で運転する行為（1、2の2、3の8及び4の4から5までに規定する行為を除く。）をいう。

7の2 「無車検通行」とは、道路運送車両法第五十八条第一項の規定に違反する行為をいう。

7の3 「無保険運行」とは、自動車損害賠償保障法第五条の規定に違反する行為をいう。

7の4 「速度超過（二十五以上三十（高速四十未満）」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十五キロメートル毎時以上三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）未満のものをいう。

7の5 「放置駐車違反（駐停車禁止場所等）」とは、法第四十四条、第四十九条の二第三項又は第七十五条の八第一項の規定の違反となるような行為（法第四十九条の二第三項の規定の違反となるような行為については、同項の道路標識等により指定されている道路の部分以外の法第四十四条各号に掲げる道路の部分における行為に限る。）のうち、車両を離れて直ちに運転することができないう状態にする行為をいう。

7の6 「積載物重量制限超過（大型等五割以上十割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載物の割合が五十パーセント以上百パーセント未満のもの（大型自動車等を運転する場合におけるものに限る。）をいう。

7の7 「積載物重量制限超過（普通等十割以上）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載物の割合が百パーセント以上のもの（6に規定する行為を除く。）をいう。

7の8 「保管場所法違反（道路使用）」とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和

三十七年法律第四百四十五号）第十一条第一項の規定に違反する行為をいう。

8 「警察官現場指示違反」とは、法第四条第一項後段に規定する警察官の現場における指示に従わない行為をいう。

8の2 「警察官通行禁止制限違反」とは、法第六条第四項の規定による警察官の禁止又は制限に従わない行為をいう。

9 「信号無視」とは、法第七条の規定の違反となるような行為をいう。

10 「通行禁止違反」とは、法第八条第一項の規定の違反となるような行為をいう。

10の2 「歩行者用道路徐行違反」とは、法第九条の規定の違反となるような行為をいう。

11 「通行区分違反」とは、法第十七条第一項から第四項まで又は第六項の規定の違反となるような行為をいう。

11の2 「歩行者側方安全間隔不保持等」とは、法第十八条第二項の規定の違反となるような行為をいう。

11の3 「速度超過（二十以上二十五未満）」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十キロメートル毎時以上二十五キロメートル毎時未満のものをいう。

11の4 「急ブレーキ禁止違反」とは、法第二十四条の規定に違反する行為をいう。

12 「法定横断等禁止違反」とは、法第二十五条の二第一項の規定の違反となるような行為をいう。

13 「追越し違反」とは、法第二十八条から第三十条までの規定の違反となるような行為をいう。

14 「路面電車後方不停止」とは、法第三十一条の規定の違反となるような行為をいう。

15 「踏切不停止等」とは、法第三十三条第一項の規定の違反となるような行為をいう。

16 「しや断路切立入り」とは、法第三十三条第二項の規定の違反となるような行為をいう。

17 「優先道路通行妨害等」とは、法第三十六条第二項又は第三項の規定の違反となるような行為をいう。

17の2 「交差点安全進行義務違反」とは、法第三十六条第四項の規定の違反となるような行為をいう。

18 「横断歩行者等妨害等」とは、法第三十八条又は第三十九条の二の規定の違反となるような行為をいう。

19 「徐行場所違反」とは、法第四十二条の規定の違反となるような行為をいう。

20 「指定場所一時不停止等」とは、法第四十三条の規定の違反となるような行為をいう。

20の2 「駐停車違反（駐停車禁止場所等）」とは、法第四十四条、第四十九条の二第三項又は第七十五条の八第一項の規定の違反となるような行為（法第四十九条の二第三項の規定の違反となるような行為については、同項の道路標識等により指定されている道路の部分以外の法第四十四条各号に掲げる道路の部分における行為に限る。）のうち、7の5に規定する行為以外のものをいう。

20の3 「放置駐車違反（駐停車禁止場所等）」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条又は第四十九条の二第三項の規定の違反となるよう

な行為（同項の規定の違反となるような行為については、当該行為のうち7の5に規定するものを除く。）のうち、車両を離れて直ちに運転することができないう状態にする行為に該当するもの又は当該行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときのものをいう。

21 「積載物重量制限超過（大型等五割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの（大型自動車等を運転する場合におけるものに限る。）をいう。

21の2 「積載物重量制限超過（普通等五割以上十割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上百パーセント未満のもの（7の6に規定する行為を除く。）をいう。

22 「整備不良（制動装置等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（制動装置、かじ取装置、走行装置又は騒音防止装置に係るものに限る。）をいう。

23 削除

24 「安全運転義務違反」とは、法第七十条の規定に違反する行為をいう。

25 「幼児等通行妨害」とは、法第七十一条第一号又は第二号の三の規定に違反する行為をいう。

26 「安全地帯徐行違反」とは、法第七十一条第三号の規定に違反する行為をいう。

26の2 「騒音運転等」とは、法第七十一条第五号の三の規定に違反する行為をいう。

26の3 「携帯電話使用等（交通の危険）」とは、

法第七十一条第五号の五の規定に違反する行為（同号の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた場合に限る。）をいう。

26の4 「消音器不備」とは、法第七十一条の二の規定に違反する行為をいう。

27 「高速自動車国道等措置命令違反」とは、法第七十五条の三の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わない行為をいう。

28 「本線車道横断等禁止違反」とは、法第七十五条の五の規定の違反となるような行為をいう。

28の2 「高速自動車国道等運転者遵守事項違反」とは、法第七十五条の十の規定に違反する行為（本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線若しくは登坂車線において当該自動車を運転することができなくなつた場合又は当該自動車に積載している物を当該高速自動車国道等に転落させ、若しくは飛散させた場合に限る。）をいう。

29 「免許条件違反」とは、法第九十一条の規定により公安委員会が付し、若しくは変更した条件に違反し、又は法第一百七条の四第三項の規定による公安委員会の命令に違反して運転する行為をいう。

29の2 「番号標表示義務違反」とは、道路運送車両法第十九条又は第七十三条第一項（同法第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反する行為をいう。

29の3 「保管場所法違反（長時間駐車）」とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律第十一条第二項の規定に違反する行為をいう。

30 「混雑緩和措置命令違反」とは、法第六条第

二項の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わない行為をいう。

30の2 「通行許可条件違反」とは、法第八条第五項の規定により警察署長が付した条件に違反する行為をいう。

31 「通行帯違反」とは、法第二十条の規定の違反となるような行為をいう。

31の2 「路線バス等優先通行帯違反」とは、法第二十条の二第一項の規定の違反となるような行為をいう。

32 「軌道敷内違反」とは、法第二十一条の規定の違反となるような行為をいう。

32の2 「速度超過（二十未満）」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十キロメートル毎時未満のものをいう。

33 「道路外出入折方法違反」とは、法第二十五条第一項又は第二項の規定の違反となるような行為をいう。

34 「道路外出入折合同車妨害」とは、法第二十五条第三項の規定の違反となるような行為をいう。

35 「指定横断等禁止違反」とは、法第二十五条第二項の規定の違反となるような行為をいう。

36 「車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となるような行為をいう。

36の2 「進路変更禁止違反」とは、法第二十六条の二第一項又は第三項の規定の違反となるような行為をいう。

37 「追い付かれた車両の義務違反」とは、法第二十七条の規定の違反となるような行為をいう。

37の2 「乗合自動車発進妨害」とは、法第三十一条の二の規定の違反となるような行為をいう。

38 「割込み等」とは、法第三十二条の規定の違反となるような行為をいう。

39 「交差点右左折方法違反」とは、法第三十四条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定の違反となるような行為をいう。

40 「交差点右左折等合図車妨害」とは、法第三十四条第六項（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定の違反となるような行為をいう。

40の2 「指定通行区分違反」とは、法第三十五条第一項の規定の違反となるような行為をいう。

41 「交差点優先車妨害」とは、法第三十六条第一項又は第三十七条の規定の違反となるような行為をいう。

42 「緊急車妨害等」とは、法第四十条又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の規定の違反となるような行為をいう。

43 「駐停車違反（駐車禁止場所等）」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七條、第四十八條又は第四十九條の二第一項から第四項まで若しくは第五項後段の規定の違反となるような行為（法第四十九條の二第三項の規定の違反となるような行為については、当該行為のうち7の5及び20の2に規定するものを除く。）のうち、20の3に規定する行為以外のものをいう。

43の2 「交差点等進入禁止違反」とは、法第十條の規定の違反となるような行為をいう。

44 「無灯火」とは、法第五十二条第一項の規定の違反となるような行為をいう。

45 「減光等義務違反」とは、法第五十二条第二項の規定に違反する行為をいう。

46 「合図不履行」とは、法第五十三条第一項の規定に違反する行為をいう。

46の2 「合図制限違反」とは、法第五十三条第三項の規定に違反する行為をいう。

47 「警音器吹鳴義務違反」とは、法第五十四条第一項の規定に違反する行為をいう。

48 「乗車積載方法違反」とは、法第五十五条第一項又は第二項の規定に違反する行為をいう。

49 「定員外乗車」とは、法第五十七条第一項の規定に違反して乗車をさせて運転する行為をいう。

50 「積載物重量制限超過（普通等五割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの（21に規定する行為を除く。）をいう。

51 「積載物大きさ制限超過」とは、法第五十七条第一項の規定に違反して積載物の大きさの制限を超える積載をして運転する行為をいう。

51の2 「積載方法制限超過」とは、法第五十七条第一項の規定に違反して積載物の積載の方法の制限を超える積載をして運転する行為をいう。

52 「制限外許可条件違反」とは、法第五十八条第三項の規定により警察署長が付した条件に違反する行為をいう。

53 「牽引違反」とは、法第五十九条第一項又は第二項の規定に違反する行為をいう。

54 「原付牽引違反」とは、法第六十条の規定

に基づき公安委員会の定めに違反する行為をいう。

55 「整備不良（尾灯等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（22に規定する行為を除く。）をいう。

56 「転落等防止措置義務違反」とは、法第七十一条第四号の規定に違反する行為をいう。

56の2 「転落積載物等危険防止措置義務違反」とは、法第七十一条第四号の二の規定に違反する行為をいう。

57 「安全不確認ドア開放等」とは、法第七十一条第四号の三の規定に違反する行為をいう。

58 「停止措置義務違反」とは、法第七十一条第五号の規定に違反する行為をいう。

59 「初心運転者等保護義務違反」とは、法第七十一条第五号の四の規定に違反する行為をいう。

60 「携帯電話使用等（保持）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為（26の3に規定する場合を除く。）をいう。

61 「座席ベルト装着義務違反」とは、法第七十一条の三第一項又は第二項の規定に違反する行為をいう。

62 「幼児用補助装置使用義務違反」とは、法第七十一条の三第四項の規定に違反する行為をいう。

63 「乗車用ヘルメット着用義務違反」とは、法第七十一条の四第一項又は第二項の規定に違反

別表第三（第四十五条関係）

反則行為の種類	反則行為の種類		反則金の額
	反則行為の種類	車種等の種類	
一 積載物重量制限超過（普通等十割以上）	普通車	二輪車	三万五千円 三万円
二 速度超過（高速三十五以上四十未満）	原付車	二輪車	二万五千円 四万円
三 積載物重量制限超過（五割以上十割未満）	原付車	二輪車	二万円 三万円
四 速度超過（高速三十以上三十五未満）又は積載物重量制限超過（五割未満）	原付車	二輪車	二万円 三万円
五 速度超過（二十五以上三十未満）	原付車	二輪車	二万円 三万円
六 放置駐車違反（駐車禁止場所等）	原付車	二輪車	二万円 三万円
七 放置駐車違反（駐車禁止場所等）	原付車	二輪車	二万円 三万円

八 速度超過（二十以上二十五未満）	普通車	二輪車又 原付車	一万五千円 九千円
九 速度超過（十五以上二十未満）又はしや断踏切立入り	普通車	二輪車	二万円 一万五千円
十 駐停車違反（駐車禁止場所等）	原付車	二輪車	一万二千円 七千円
十一 駐停車違反（駐車禁止場所等）	原付車	二輪車	一万二千円 七千円
十二 速度超過（十五未満、信号無視（赤色等）、通行区分違反、追越し違反、踏切不停止等、交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、整備不良（制動装置等）、安全運転義務違反、携帯電話使用等（交通の危険、本線車道横断等禁止違反又は高速自動車国道等運転者遵守事項違反）	普通車	二輪車	九千円 七千円
	原付車	二輪車	六千円

別表第二  
別表第二の二 略

- する行為をいう。
- 64 「大型自動二輪車等乗車方法違反」とは、法第七十一条の四第三項から第五項までの規定に違反する行為をいう。
- 65 「初心運転者標識表示義務違反」とは、法第七十一条の五第一項の規定に違反する行為をいう。
- 66 「最低速度違反」とは、法第七十五条の四の規定の違反となるような行為をいう。
- 67 「本線車道通行車妨害」とは、法第七十五条の六第一項の規定の違反となるような行為をいう。
- 68 「本線車道緊急車妨害」とは、法第七十五条の六第二項の規定の違反となるような行為をいう。
- 69 「本線車道出入方法違反」とは、法第七十五条の七の規定の違反となるような行為をいう。
- 70 「牽引自動車本線車道通行帯違反」とは、法第七十五条の八の二第二項から第四項までの規定の違反となるような行為をいう。
- 71 「故障車両表示義務違反」とは、法第七十五条の十一第一項の規定に違反する行為をいう。
- 72 「仮免許練習標識表示義務違反」とは、法第八十七条第三項の規定に違反する行為をいう。

十三 信号無視（点滅）、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、歩行者側方安全間隔不保持等、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、路面電車後方不停止、優先道路通行車妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、積載物大きき制限超過、積載方法制限超過、整備不良（尾灯等）、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反又は免許条件違反	原付車	五十円
十四 通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、道路外出入右左折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、制込み等、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警告器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、牽引違反、泥はね運転	普通車 二輪車	六千円
	普通車又は二輪車	六千円
	大型車	九千円

備考略	落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認下ア開放等、停止措置義務違反、騒音運転等、初心運転者等保護義務違反、携帯電話使用等（保持）、公安委員会遵守事項違反、消音器不備、大型自動二輪車等乗車方法違反、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習目標表示義務違反	原付車	五千円
	十五 通行許可条件違反 軌道敷内違反、道路外出入右左折方法違反、交差点右左折方法違反、制限外許可条件違反、原付牽引違反、運行記録計不備 初心運転者標識表示義務違反又は本線車道出入方法違反	大型車 普通車又は二輪車	六千円 四千円
	十六 警告器使用制限違反 又は免許証不携帯	大型車、普通車、二輪車又は原付車	三千円

### ○道路交通法施行令

（昭和三十三年十月十一日）  
政令第二百七十号

改正 平成一六年 九月一五日政令第二七五号

注 道路交通法施行令は、平成一六年政令第二七五号により改正、平成一六年九月一七日から施行。（改正に係る部分を取録）

第四十四条の二の次に次の一条を加える。

（自衛隊の防衛出動時における交通の規制に関する国家公安委員会の指示）

第四十四条の二の二 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十三条の二の規定は、

法百一十四条の五第二項において準用する災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十六条の四の規定による国家公安委員会の指示について準用する。この場合において、同令第三十三条の二中「法第七十六条第二項の通行禁止等」とあるのは「道路交通法第百一十四条の五第一項の規定による通行の禁止又は制限」と、「災害応急対策」とあるのは「我が国に

対する外部からの武力攻撃を排除するための行動」と読み替えるものとする。

附 則 平成一六年九月一五日政令第二七五号抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年九月十七日）から施行する。

# ○道路交通法施行規則

(昭和三十五年十二月三日)  
總理府令第六十号

改正 平成一六年 八月二七日内閣府令第七四号

注 道路交通法施行規則は、平成一六年内閣府令第七四号により改正、平成一六年一月一日から施行。(改正に係る部分を取録)

## 第一章 総則

### 第一条 第六条の九 略

(受領書の様式)

第七条 令第十四条の七(令第十七条(令第二十七条の五)において準用する場合を含む。次条並びに第七条の三第一項及び第二項において同じ。)、第二十六条の四の二及び第二十七条の五において準用する場合を含む。)の内閣府令で定める様式は、保管した車両の返還に係る受領書にあつては別記様式第二の二のとおりとし、保管した積載物の返還に係る受領書にあつては、損壊物等が、車両等であるときは別記様式第二の二のとおりとし、別記様式第二の四、三、車両の積載物であるときは別記様式第二の二のとおりとする。

### 第七条の二 第七条の十 略

## 第二章の四 安全運転管理者等

### 第九条の八 略

(安全運転管理者等の要件)

第九条の九 法第七十四条の二第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。  
一 二十歳(副安全運転管理者が置かれることとなる

場合にあつては、三十歳)以上の者であること。

二 自動車の運転の管理に關し二年(自動車の運転の管理に關し公安委員会が行う教習を修了した者にあつては、一年)以上実務の経験を有する者又は自動車の運転の管理に關しこれらの者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ 法第七十四条の二第六項の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過していない者

ロ 法百十七條、法百十七條の二、法百十七條の四第一号若しくは第四号から第六号まで、法百十八條第一項第四号若しくは第五号、法百十九條第一項第十一号若しくは第十二号又は法百十九條の三第一項第三号の違反行為をした日から二年を経過していない者

2 法第七十四条の二第四項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 二十歳以上の者であること。

二 自動車の運転の管理に關し一年以上実務の経験を有する者、自動車の運転の経験の期間が三年以上の者又は自動車の運転の管理に關しこれらの者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者で、前項第二号イ及びロのいずれにも該当しないものであること。

### 第九条の十 第九条の十三 略

附則(平成一六年八月二七日内閣府令第七四号)

(施行期日)

1 この府令は、道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十六年十一月一日)から施行する。(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施

行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部改正)

2 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令(平成十四年内閣府令第三十五号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別記様式第一 別記様式第二十九 略

別表第一 別表第四 略

別図 略











第九條の 十四	自動車 二十台以上四十台未満 四十台以上 四十台以上二十台まで	り読み替えて適用される法第七十四条の二第四項 運転代行業法第二条第七項に規定する随伴用自動車 二十台以上 二十台以上十台まで	第九條の 十五	自動車 二十台以上四十台未満 四十台以上 四十台以上二十台まで	り読み替えて適用される法第七十四条の二第四項 運転代行業法第二条第七項に規定する随伴用自動車 二十台以上 二十台以上十台まで
第九條の 十四	法第七十五条第二項	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五条第二項	第九條の 十五	法第七十五条第二項	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五条第二項
第九條の 十五	法第七十五条第二項	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五条第二項	第九條の 十四	法第七十五条第二項	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五条第二項
第九條の 十五	法第七十五条第二項	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五条第二項	第九條の 十四	法第七十五条第二項	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五条第二項
第九條の 十五	法第七十五条第二項	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五条第二項	第九條の 十四	法第七十五条第二項	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五条第二項
第九條の 十五	法第七十五条第二項	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五条第二項	第九條の 十四	法第七十五条第二項	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五条第二項
第九條の 十五	法第七十五条第二項	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五条第二項	第九條の 十四	法第七十五条第二項	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五条第二項

第九條の 十六	法第七十五条第十 条第一項の規定によ り読み替えて適用さ れる法第七十五条第 十項	運転代行業法第十九 条第一項の規定によ り読み替えて適用さ れる法第七十五条第 十項
------------	---	--

附則（平成一六年八月二七日内閣府令第七四号抄）

- 1 この府令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十六年十一月一日）から施行する。（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部改正）
- 2 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成十四年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。（次のよう略）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令

## ○指定車両移動保管機関等に関する規則

(昭和六十一年十一月十九日  
国家公安委員会規則第七号)

改正 平成一六年八月二七日国家公安第一五号  
委員会規則

注 本規則は、平成一六年国家公安委員会規則第七号により改正、平成一六年一月一日から施行。(改正に係る部分を収録)

### 第一条 略

(受領書の様式)

第十一条の二 道路交通法施行令(以下「令」という。)第十七条の二において読み替えて準用する令第十四条の七の国家公安委員会規則で定める様式は、別記様式第二のとおりとする。

(警察署長に対する照会)

第十二条 指定車両移動保管機関は、法第五十一条の第三第十項において準用する法第五十一条第十二項の規定による公示を行おうとするときは、あらかじめ当該車両の移動を指示した警察署長に、当該車両をその使用者又は所有者(第十七条第二項において「使用者等」という。)に返還するため必要な事項について照会しなければならない。

2 前項の照会を受けた警察署長は、照会に係る事項について速やかに回答するものとする。

第十三条 略

(連絡等)

第十七条 指定車両移動保管機関は、車両移動保管事務の実施について、警察署長と密接に連絡するものとする。

る。

2 警察署長は、指定車両移動保管機関に対し、車両移動保管事務の適正な実施が図られるように、使用者等に当該車両を返還するために必要な措置をとる等必要な配慮を加えるものとする。

附則(平成一六年八月二七日国家公安委員会規則第一五号)

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十六年十一月一日)から施行する。

別記様式第一 略

# ○交通の方法に関する教則（抄）

（昭和53年10月30日  
国家公安委員会告示第3号）

改正 平成16年8月27日国家公安委員会告示第23号

注 交通の方法に関する教則は、平成16年8月27日国家公安委員会告示第23号により改正、平成16年11月1日から施行。ただし、第4章第4節及び付表の改正規定は公布の日、第10章第3節の改正規定は平成16年9月17日から施行。

## 第1章～第3章 略

## 第4章 自動車運転する前の心得

### 第1節～第3節 略

### 第4節 乗車と積載

- 1 座席でないところに人を乗せたり、荷台や座席でないところに荷物を積んだりしてはいけません。  
また、定められた乗車定員（運転者を含みます。）や積載の制限を超えて、人を乗車させたり、物を積んだりしてはいけません。次の表は、大型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車について、それぞれの乗車定員と積載の制限を示しています。

車の種類	乗車定員	積載物の重量	積載物の大きさ	積 載 の 方 法
大型自動車 普通自動車	自動車検査証か軽自動車届出済証に記載されている乗車定員（ミニカー（注5）と特定の構造の農業用薬剤散布車（注6）にあつては1人（特定の構造の農業用薬剤散布車で運転者用以外の座席があるものは2人）	自動車検査証か軽自動車届出済証に記載されている最大積載量（ミニカーにあつては30キログラム、特定の構造の農業用薬剤散布車にあつては1,500キログラム）	長さ……自動車の長さ×1.1 幅……自動車の幅 高さ……地上3.8メートル（三輪の普通自動車と総排気量660cc以下の普通自動車にあつては2.5メートル、その他の自動車で公安委員会が定めるものにあつては3.8メートル以上4.1メートルを超えない範囲内において公安委員会が定める高さ）	前後……車体の前後から自動車の長さの $\frac{1}{10}$ の長さを超えてはみ出さないこと。 左右……車体の左右からはみ出さないこと。
大型自動二輪車（側車付大型自動二輪車を除く。） 普通自動二輪車（側車付普通自動二輪車を除く。）	1人（運転者用以外の座席があるものは2人）	60キログラム	長さ……乗車装置や積載装置の長さ+0.3メートル 幅……乗車装置や積載装置の幅+0.3メートル 高さ……地上2メートル	前後……乗車装置の前後から0.3メートルを超えてはみ出さないこと。 左右……乗車装置や積載装置の左右から0.15メートルを超えてはみ出さないこと。

原動機付自転車	1人	30キログラム	長さ……積載装置の長さ +0.3メートル 幅……積載装置の幅 +0.3メートル 高さ……地上2メートル	前後……積載装置の前後 から0.3メートルを超えてはみ 出さないこと。 左右……積載装置の左右 から0.15メートルを超えてはみ 出さないこと。
---------	----	---------	---	---

備考 12歳未満の子供は、3人を2人として計算します。

- 1の場合であっても、荷物の見張りのため必要最少限度の人を乗せるときや出発地の警察署長の許可を受けたときは別です。
- 3 自動車に人や荷物をのせるときには、運転の妨げになつたり、自動車の安定が悪くなつたり、外から方向指示器、ナンバープレート、ブレーキ灯、尾灯などが見えにくくなつたりするようなせ方をしてはいけません。
- 4 運転者は、人が転落したり、荷物が転落、飛散したりしないようにドアを確実に閉め、ロープやシートを使って荷物を確実に積まなければなりません。また、荷物が転落、飛散してしまつたときは、速やかにその物を除去するなど必要な措置を採らなければなりません。その場合には後続車などに十分注意しましょう。
- 5 危険物を運搬するときは、包装、積載などを確実にし、危険物を運搬中であることを示す標示板などを掲げるようにし、また、駐車するときは、危険な場所を避け、危険物を見張りましょう。

## 第5節 略

### 第5章 自動車の運転の方法

#### 第1節 安全な発進

- 1 略
- 2 運転姿勢など
  - (1) ゆとりのある正しい運転姿勢は、安全運転の第一歩です。シートの前後の位置は、クラッチを踏み込んだとき、ひざがわずかに曲がる状態に合わせ、シートの背は、ハンドルに両手を掛けるとき、ひじがわずかに曲がる状態に合わせる事が大切です。体を斜めにして運転するのはやめましょう。
  - (2) 運転するときは、活動しやすいような服装をしましょう。また、げたやハイヒールなどを履いて運転したりしてはいけません。
  - (3) ひじを窓わくに載せて運転するのはやめましょう。
  - (4) 走行中に携帯電話などを使用したり、カーナビゲーション装置などに表示された画像を注視したりすることにより、周囲の交通の状況などに対する注意が不十分になると大変危険です。走行中は携帯電話などを使用したり、カーナビゲーション装置などに表示された画像を注視したりしてはいけません。また、携帯電話などについては、運転する前に電源を切つたり、ドライブモードに設定したりするなどして呼出音が鳴らないようにしましょう。

#### 3～5 略

### 第2節 略

#### 第3節 歩行者の保護など

#### 1～7 略

#### 8 暴走行為の禁止

車を運転して集団で走行する場合は、ジグザグ運転や巻き込み運転など、ほかの車に危険を生じさせたり、迷惑を及ぼすこととなるような行為をしてはいけません。

#### 9 略

### 第4節～第7節 略

### 第8節 駐車と停車

#### 1～4 略

#### 5 車の移動など

- (1) 違法に駐車している車の運転者やその車の管理について責任がある者は、現場で警察官や交通巡視員か



らその車を移動するように命じられたときは、直ちにその車を移動しなければなりません。

- (2) 違法に駐車している車に対しては、違法駐車標章(付表5(5))が取り付けられることがあります。違法駐車標章を取り付けられた車の使用者又は所有者は、直ちにその車の駐車の方法を変更し、又はその車を移動しなければならず、また、そのような措置をとつたときは、標章を取り付けた警察官や交通巡視員又は駐車していた場所を管轄する警察署長に速やかにその旨を申し出なければなりません。
- (3) 違法駐車標章は、移動等の措置が採られたことを警察官等が確認した上で取り除きますので、破つたり、汚したり、取り除いたりしてはいけません。
- (4) 違法に駐車している車については、現場に運転者やその車の管理について責任がある者がいないために、警察官や交通巡視員がその車を移動すべきことを命令することができないときは、レッカー車により移動されることがあります。
- (5) 車の移動、保管などに要した費用は、車の運転者、使用者、所有者などの負担となります。
- (6) 車輪止め装置取り付け区間において違法に駐車している車に対しては、車輪止め装置と車輪止め標章(付表5(6))が取り付けられることがあります。車輪止め装置は、警察署長が車輪止め装置を取り付けた車の所有者、使用者又は関係者から車を移動しようとする旨の申告を受けたときに取り除き、また、車輪止め標章は、警察署長が車輪止め装置を取り除くときに取り除きますので、車輪止め装置を壊したり、取り除いたり、車輪止め標章を破つたり、汚したり、取り除いたりしてはいけません。

## 6～8 略

### 第9節 略

#### 第6章～第9章 略

#### 第10章 交通事故、故障、災害などのとき

##### 第1節・第2節 略

##### 第3節 災害などのとき

## 1～3 略

### 4 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律などによる交通の規制が行われたとき

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律により、国民の保護のための措置が確かつ迅速に行われるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されます。

また、道路交通法により、自衛隊等による我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するための行動が的確かつ円滑に実施されるようにするため緊急の必要があるときは、自衛隊等の使用する車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されます。

これらの交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等内の一般車両の運転者は、災害対策基本法による交通規制が行われた場合の通行禁止区域等内の一般車両の運転者と同様の措置をとらなければなりません。

#### 第11章 略

#### 附 則 [平成16年8月27日国家公安委員会告示第23号]

この告示は、平成16年11月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第4章第4節及び付表の改正規定 公布の日
- 二 第10章第3節の改正規定 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)附則第1条の政令で定める日〔平16政274により、平16.9.17〕

用語のまとめ 略

付表1～付表5〔省略〕

# ●交通違反の点数一覧表

交通違反の種類		点	数
酒酔い	違反	25	反
麻薬等	違反	25	反
共同危険行為等禁止	違反	25	反
酒気帯び(0.25以上)	●印違反	23	反
酒気帯び(0.25未満)	●印違反	20	反
●無免許運転	違反	19	反
酒気帯び(0.25以上)	△印違反	19	反
酒気帯び(0.25以上)	◎印違反	16	反
酒気帯び(0.25以上)	◎印違反	15	反
酒気帯び(0.25以上)	○印違反	14	反
酒気帯び運転(0.25以上)	○印違反	13	反
過労運転等	違反	13	反
酒気帯び(0.25未満)	△印違反	13	反
△大型自動車等無資格	違反	12	反
△仮免許運転	違反	12	反
酒気帯び(0.25未満)	◎印違反	9	反
酒気帯び(0.25未満)	◎印違反	8	反
酒気帯び(0.25未満)	○印違反	7	反
酒気帯び運転(0.25未満)	○印違反	6	反
◎無車検	違反	6	反
◎無保険	違反	6	反
△50km以上	違反	12	反
30km(高速40km)以上50km未満	違反	6	反
◎高速35km以上40km未満	違反	3	反
◎高速30km以上35km未満	違反	3	反
◎25km以上30km未満	違反	3	反
◎20km以上25km未満	違反	2	反
◎15km以上20km未満	違反	1	反
◎15km未満	違反	1	反
◎大型等	10割以上	6	反
◎5割以上10割未満	違反	3	反
◎10割未満	違反	2	反
◎普通等	10割以上	3	反
◎5割以上10割未満	違反	2	反
◎5割未満	違反	1	反
○放置駐車違反	駐車車禁止場所等	3	反
○保管場所法違反(道路使用)	駐車車禁止場所等	2	反
○警察官現場指示	違反	3	反
○警察官通行禁止制限	違反	2	反
○信号無視	赤点	2	反
○通行禁止	違反	2	反
○歩行者用道路	徐行違反	2	反
○歩行者用区	分違反	2	反
○歩行者側方安全	間隔不保持等	2	反
○急ブレーキ	禁止違反	2	反
○法定横断等	禁止違反	2	反
○追路越	し違反	2	反
○道路面電車	後方不停止	2	反
○踏切	停止等	2	反
○しゅ断	踏切立入	2	反
○優先道路	通行車妨害等	2	反
○交差点安全	進行義務違反	2	反
○横断歩行者	等妨害	2	反
○徐行	場所違反	2	反
○指定場所	一時不停止等	2	反
○駐停車違反	駐車車禁止場所等	2	反
○駐停車違反	駐車車禁止場所等	1	反
○整備不良	制動装置等	2	反
	尾灯等	1	反

交通違反の種類		点	数
○安全運転	義務違反	2	反
○幼児等	通行妨害	2	反
○安全地帯	徐行違反	2	反
○○音	運転等	2	反
○携帯電話使用等	(交通の危険)	2	反
○消音器	不備	2	反
○高速自動車	国道等措置命令違反	2	反
○本線車	道横断等禁止違反	2	反
○高速自動車	国道等運転者遵守事項違反	2	反
○免許	条件違反	2	反
○番号	標表示義務違反	2	反
○保管場所	法違反(長時間駐車)	2	反
○混雑緩和	措置命令違反	1	反
○通行	許可条件違反	1	反
○道路	通行帯違反	1	反
○路線バス	等優先通行帯違反	1	反
○軌道	敷内違反	1	反
○道路外	出入折方法違反	1	反
○道路外	出入折合図車妨害	1	反
○指定	横断等禁止違反	1	反
○車間	距離不保持	1	反
○進路	変更禁止違反	1	反
○追い	付かれた車両の義務違反	1	反
○乗合	自動車発進妨害	1	反
○割	込み等	1	反
○交差点	右左折方法違反	1	反
○交差点	右左折等合図車妨害	1	反
○指定	通行区分違反	1	反
○交差	点優先車妨害	1	反
○緊急	車妨害	1	反
○交差	点等進入禁止違反	1	反
○無	灯火	1	反
○減光	等義務違反	1	反
○合	図不履	1	反
○警音	器吹鳴義務違反	1	反
○乗車	積載方法違反	1	反
○定	員外乗	1	反
○積載	方法制限超過	1	反
○積載	方法制限超過	1	反
○制限	外許可条件違反	1	反
○引	違反	1	反
○原	付引違反	1	反
○転落	等防止措置義務違反	1	反
○転落	積載物等危険防止措置義務違反	1	反
○安全	不確認ドア開放等	1	反
○停	止措置義務違反	1	反
○初	心運転者等保護義務違反	1	反
○座席	ベルト装着義務違反	1	反
○幼	児用補助装置使用義務違反	1	反
○乗	車用ヘルメット着用義務違反	1	反
○大	型自動二輪車等乗車方法違反	1	反
○初	心運転者標識表示義務違反	1	反
○携	帯電話使用等(保持)	1	反
○最	低速度	1	反
○本	線車道通行車妨害	1	反
○本	線車道緊急車妨害	1	反
○本	線車道出入方法違反	1	反
○牽引	自動車本線車道通行帯違反	1	反
○故	障車両表示義務違反	1	反
○仮	免許練習標識表示義務違反	1	反

交通違反の点数一覧表

(注)「酒気帯び●印違反」とは酒気を帯びて●印の違反をした場合、「酒気帯び△印違反」とは酒気を帯びて△印の違反をした場合、「酒気帯び◎印違反」とは酒気を帯びて◎印の違反をした場合、「酒気帯び○印違反」とは酒気を帯びて○印の違反をした場合をいいます。

# ●反則金額一覧表

(単位千円)

反則行為の種類		車の種類				反則行為の種類		車の種類			
		大型車	普通車	二輪車	原付車			大型車	普通車	二輪車	原付車
速度超過	高速	35以上40未満	40	35	30	20	車間距離不保持	7	6	6	5
	25以上30未満	30以上35未満	30	25	20	15	進路変更禁止違反	7	6	6	5
		25以上25未満	25	18	15	12	追い付かれた車両の義務違反	7	6	6	5
		15以上20未満	15	12	9	7	乗合自動車発進妨害	7	6	6	5
		15未満	12	9	7	6	割込み等	7	6	6	5
積載物重量制限超過	大型等	5割以上10割未満	40				交差点右左折等合図車妨害	7	6	6	5
	普通等	5割未満	30				指定通行区分違反	7	6	6	5
		10割以上	35	30	25		交差点優先車妨害	7	6	6	5
放置駐車違反	普通等	5割以上10割未満	30	25	20	緊急車妨害等	7	6	6	5	
	5割未満	25	20	15		交差点等進入禁止違反	7	6	6	5	
しゃ断	駐停車禁止場所等	25*	18	10	10	無灯	7	6	6	5	
	駐停車禁止場所等	21*	15	9	9	減光等義務違反	7	6	6	5	
駐停車違反	踏切立入り	15	12	9	7	合図不履行	7	6	6	5	
	駐停車禁止場所等	15	12	7	7	合図制限違反	7	6	6	5	
信号無視	駐停車禁止場所等	12	10	6	6	警音器吹鳴義務違反	7	6	6	5	
	赤色等減点	12	9	7	6	乗車積載方法違反	7	6	6	5	
通行区分違反	踏切不停止等	12	9	7	6	定員外乗車	7	6	6	5	
	追越し違反	12	9	7	6	牽引違反	7	6	6	5	
踏切不停止等	交差点安全進行義務違反	12	9	7	6	泥はね運転	7	6	6	5	
	横断歩行者等妨害等	12	9	7	6	転落等防止措置義務違反	7	6	6	5	
整備不良	制動装置等	12	9	7	6	転落積載物等危険防止措置義務違反	7	6	6	5	
	尾灯等	9	7	6	5	安全不確認ドア開放等	7	6	6	5	
安全運転義務違反	尾燈等	9	7	6	5	停止措置義務違反	7	6	6	5	
	携帯電話使用等(交通の危険)	12	9	7	6	騒音運転等	7	6	6	5	
本線車道横断等禁止違反	携帯電話使用等	12	9	7	6	初心運転者等保護義務違反	7	6	6	5	
	高速自動車国道等運転者遵守事項違反	12	9	7		携帯電話使用等(保持)	7	6	6	5	
歩行者用道路徐行違反	公安委員会遵守事項違反	12	9	7	6	消音器不備	7	6	6	5	
	歩行者側方安全間隔不保持等	9	7	6	5	大型自動二輪車等乗車方法違反				6	
急ブレーキ禁止違反	最低速度違反	9	7	6	5	本線車道通行車妨害	7	6	6		
	法定横断等禁止違反	9	7	6	5	本線車道緊急車妨害	7	6	6		
路面電車後方不停止	急ブレーキ禁止違反	9	7	6	5	牽引自動車本線車道通行帯違反	7	6			
	優先道路通行車妨害等	9	7	6	5	故障車両表示義務違反	7	6	6		
徐行場所違反	法定横断等禁止違反	9	7	6	5	仮免許練習標識表示義務違反	7	6			
	指定場所一時不停止等	9	7	6	5	通行許可条件違反	6	4	4	3	
積載物大きさ制限超過	路面電車後方不停止	9	7	6	5	軌道敷内違反	6	4	4	3	
	優先道路通行車妨害等	9	7	6	5	道路外出右左折方法違反	6	4	4	3	
幼児等通行妨害	徐行場所違反	9	7	6	5	交差点右左折方法違反	6	4	4	3	
	指定場所一時不停止等	9	7	6	5	制限外許可条件違反	6	4	4	3	
安全地帯徐行違反	積載物大きさ制限超過	9	7	6	5	原付牽引違反				3	
	積載方法制限超過	9	7	6	5	運行記録計不備	6	4			
免許条件違反	幼児等通行妨害	9	7	6	5	初心運転者標識表示義務違反	4				
	安全地帯徐行違反	9	7	6	5	本線車道出入方法違反	6	4	4		
免許条件違反	安全地帯徐行違反	9	7	6	5	警音器使用制限違反	3	3	3	3	
	免許条件違反	9	7	6	5	免許証不携帯	3	3	3	3	
路線バス等優先通行帯違反	免許条件違反	9	7	6	5						
	道路外出右左折合図車妨害	7	6	6	5						
指定横断等禁止違反	指定横断等禁止違反	7	6	6	5						
	指定横断等禁止違反	7	6	6	5						

(注1) 大型車とは大型自動車、大型特殊自動車、トローバス及び路面電車、普通車とは普通自動車、二輪車とは自動二輪車、原付車とは小型特殊自動車及び原動機付自転車をいいます。

(注2) \*の欄においては、重被牽引車を含む。